

安芸太田町ごみ収集指定袋等 取扱店の手引き

令和5年5月
安芸太田町
令和5年10月改定

目 次

はじめに	P 3
1 ごみ収集指定袋制度の概要	P 4
2 取扱店の指定を受けるには	P 4
3 委託業務契約について	P 5
4 取扱店の業務内容	P 5
5 契約内容の変更	P 7
6 委託業務の期間	P 7
7 委託業務契約の取り消し	P 7
ごみ収集指定袋等取扱店指定フロー図	P 9
ごみ収集指定袋等販売フロー図	P 10
ごみ収集指定袋等販売【廃止】フロー図	P 11
ごみ収集指定袋等取扱店指定申請書	P 12
ごみ収集指定袋等取扱店指定申請書【記入例】	P 13
ごみ収集指定袋等取扱店の標識	P 14
ごみ収集指定袋等取扱店内容変更届出書	P 15
ごみ収集指定袋等取扱店内容変更届出書【記入例】	P 16
ごみ収集指定袋等取扱店廃止届出書	P 17
ごみ収集指定袋等取扱店廃止届出書【記入例】	P 18
ごみ収集指定袋等納品申込書	P 19

一般廃棄物処理手数料還付請求書	P 23
一般廃棄物処理手数料還付請求書【記入例】	P 24
債務請求明細書発行依頼書	P 25
債務請求明細書発行依頼書【記入例】	P 26
ごみ収集指定袋一覧	P 27

はじめに

安芸太田町では、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量及び再生利用を促進するとともに、廃棄物の適正処理及び生活環境の清潔の保持を図るものとしております。

そのため、町では廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに生活環境の清潔保持に関する町民の自主的な活動を支援していき、分別徹底をより効果的に進める手段のひとつとして、平成29年4月1日からごみ収集指定袋及び粗大ごみ券制度（有料制）を導入しました。

町では、このごみ収集指定袋制度の円滑な推進と町民の利便性の向上を図るため、町内（一部町外）の店舗（個人又は法人）とごみ処理手数料の徴収に関する委託契約を締結することによって、その店舗の代表者にごみ処理手数料の徴収を委託し、併せて、ごみ処理手数料の納付と引換えにごみ収集指定袋の交付をお願いすることとしました。

つきましては、ごみ収集指定袋等の販売並びに手数料の徴収及び収納業務委託の締結店舗の代表者には、本手引きに記載された事項を十分御理解いただき、業務の円滑な推進に特段の御配慮と御協力をお願いいたします。

1 ごみ収集指定袋制度の概要

家庭などから排出される一般廃棄物「燃えるごみ、資源ごみ、燃えないごみ、プラスチックごみ」（以下、「廃棄物」という。）を出す方は、ごみ収集指定袋取扱店（以下「取扱店」という。）で、希望するごみ指定袋の種類及び大きさに応じてごみ処理手数料を支払い、ごみ収集指定袋（以下、「ごみ袋」という。）の交付を受けていただきます。

本手引き書では、『ごみ処理手数料』とは、ごみ袋のそれぞれの販売料金のことと言います。

●ごみ処理手数料

（１） 燃えるごみ・資源ごみ・燃えないごみ・プラスチックごみ

区分	燃えるごみ	資源ごみ	燃えないごみ	プラスチックごみ
町指定のごみ収集袋に入れる場合（家庭ごみ）	1袋当たり大35円 小20円	1袋当たり30円	1袋当たり50円	1袋当たり30円
処理場に直接持ち込む場合	10キログラムまで ごとに115円	10キログラムまで ごとに65円	10キログラムまで ごとに115円	10キログラムまで ごとに140円

（２） 町指定のごみ収集袋に入れる事業ごみ

区分	45リットル	70リットル	90リットル
町指定のごみ収集袋に入れる場合（事業ごみ）	1袋当たり103円	1袋当たり154円	1袋当たり206円

（３） 粗大ごみ

（１）以外の大型ごみ	1個当たり400円
処理場に直接持ち込む場合	10キログラムまでごとに160円

備考 金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（抜粋：安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例）

2 取扱店の指定を受けるには

取扱店の指定を受けるには、次のような手続きが必要となります。

（１） 取扱指定申請書の提出

「安芸太田町ごみ収集指定袋等販売取扱指定申請書（様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、安芸太田町長（以下「町長」という。）に提出してください。

申請書の記入方法については、11ページの記載例をご覧ください。

申請前に衛生対策室までご相談ください。

(2) 申請書の提出について

- ・提出先 安芸太田町役場窓口（ポックルくろだお、本庁、各支所、出張所）
- ・受付日 土、日、祝日を除く平時8時15分から17時00分まで。

(3) 取扱店の指定の可否決定及び委託契約締結

町は、申請書を審査した結果、次の条件を満たし、ごみ収集指定袋等の販売並びに手数料の徴収及び収納業務委託（以下「委託契約」という。）の締結をすることが適当と認めた場合は、申請者へ「安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店」として指定し、委託契約の締結をします。

ア 小売業等を営む者であって町内に店舗、本店又は事務所を有すること。

イ 法人にあつては法人町民税、固定資産税及び軽自動車税を、法人以外のものにあつては、当該小売業等の代表者が町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと

ウ 指定袋等の適格な管理及び徴収及び収納事務の適正な執行を行うことができること。

エ 町長は、現に小売業等を営む者がいない地区については、協議のうえ、その他の者を取扱店と指定することができる。

(4) 上記(3)の委託契約締結後、町は「安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店指定証」及び「安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店の標識（様式第4号）」を交付します。

3 委託業務契約について

委託契約は、ごみ袋を納付者（町民）に販売並びに手数料の徴収及び収納業務をしていただく業務に関し、町と受託者（取扱店）との間で締結するものです。

4 取扱店の業務内容

(1) 取扱店指定証及び標識の掲示

取扱店は、「安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店指定証（様式第3号）」及び「安芸太田町ごみ収集指定袋等販売店の標識（様式第4号）」を交付します。交付を受けた標識は、店舗等に掲示してください。

(2) ごみ収集指定袋の交付（販売）

ごみ処理手数料（ごみ袋の販売料金）を徴収したときは、その販売代金に応じたごみ袋を交付（販売）してください。

なお、指定ごみ袋は、通常の商品と違って値引きやバーゲン品として扱うことはできませんのでご注意ください。

また、ごみ袋を交付（販売）後、領収書を求められる場合がありますが、その場合は、受託者本人の名で発行することができます。

(3) ごみ袋の在庫管理と納品までの流れ

ごみ袋の在庫管理を適正に行ってください。

ア ごみ袋は安芸太田町役場窓口（本庁：住民課、各支所、出張所）で「納品申込書（様式第7号）」を記入・提出のうえ「ごみ指定袋及び粗大ごみ利用券」を受け取ってください。

※納品数が大量になる場合は事前に受取窓口にご連絡ください。

イ 窓口で「ごみ収集指定袋等」と併せて「納品申込書（取扱店用）」をお渡しします。

※「納品申込書（取扱店用）」は請求金額の根拠となります。大切に保管してください。

(ア) 店頭販売開始時期

ごみ袋販売準備ができましたら、衛生対策室までご連絡ください。

町HP等の「安芸太田町 ごみ指定袋・粗大ごみ利用券販売店一覧」で周知します。

(イ) 注文単位

各種類とも原則1箱単位の注文となります。

(ウ) ごみ袋の種類

●家庭ごみ指定袋

【燃えるごみ（大）】

1箱300枚入り（1冊10枚入り×30冊）

【燃えるごみ（小）】

1箱300枚入り（1冊10枚入り×30冊）

【資源ごみ】

1箱300枚入り（1冊10枚入り×30冊）

【燃えないごみ】

1箱300枚入り（1冊10枚入り×30冊）

【プラスチックごみ】

1箱300枚入り（1冊10枚入り×30冊）

●事業ごみ指定袋

45ℓ袋 1箱300枚入り（1冊10枚入り×30冊）

70ℓ袋 1箱200枚入り（1冊10枚入り×20冊）

90ℓ袋 1箱100枚入り（1冊10枚入り×10冊）

(4) ごみ収集指定袋等手数料請求について

ア 指定袋購入翌月中旬頃に、役場から取扱店へごみ収集指定袋等手数料請求書（納付書）を送付します。その際、インボイス制度に係る適格請求書が必要な場合は、衛生対策室に連絡のうえ債務請求明細書発行依頼書を提出してください。納付書と併せて債務請求明細書を送付します。

イ 取扱店は、アで請求した手数料（指定袋等代金）を納付してください。

(5) 販売委託手数料について

ア 取扱店は、（４）に同封の「販売店委託手数料請求書」を役場へ提出または郵送してください。

イ 役場が、ごみ袋等の手数料入金確認後、委託手数料を指定された口座に振り込みます。

販売にかかる手数料の額は、ごみ収集指定袋については販売価格の100分の10の額、粗大ごみ利用券については販売価格の100分の5の額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額とします。

ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

（６） 消費税の取扱いについて

ア 指定ごみ袋の販売

ごみ袋の販売金額は、ごみ処理手数料としての町民からの預かり金なので、課税売上げに計上する必要はなく、消費税申告義務はないものと解釈されますが、令和5年10月からのインボイス制度導入に伴い、適格請求書の発行が必要と判断された事業所に対しては、その求めに応じて債務請求明細書を発行します。

イ 町が店舗に支払う委託料

委託手数料収入は、消費税課税売上げの対象となります。

（７） その他留意事項

ア 取扱店は、ごみ袋の納品時には必ず検品をすること。

イ 取扱店は、原則、すべての種類（サイズ）のごみ袋を取扱うこと。

ウ 指定ごみ袋の盗難については、取扱店の責任において処理すること。

エ 取扱店は、ごみ袋の欠品（不足）を生じさせないこと。

オ 不良ごみ袋を発見した際には、衛生対策室へ連絡し、その後の指示を受けること。

5 契約内容の変更

この契約期間内に「安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱指定申請書」の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく「安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店内容変更届出書（様式第5号）」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

6 委託業務の期間

ごみ処理手数料徴収及び収納業務の委託期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。

委託期間の満了1ヵ月前までに町からも事業所からも解約の意思表示がなければ引続き契約を継続します。

7 委託契約の取り消し

委託期間の途中で都合により取扱店の指定の取消しを受けようとする場合は、次のとおり行ってください。

（１）「安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店廃止届出書（様式第6号）」を提出

してください。

(2) 取扱店に在庫として残った「ごみ収集指定袋等」は、衛生対策室が引取に伺います。

(3) 返品数量を確認し、「安芸太田町ごみ収集指定袋等納品申込書」(マイナス伝票)を発行します。

※還付請求金額の根拠となります。大切に保管してください。

(4) (3) で発行した納品申込書(マイナス伝票)を基に指定袋等に係る「一般廃棄物処理手数料還付請求書(様式9号)」を提出していただきます。

※請求金額は袋等の代金から販売委託手数料を差し引いた額になります。

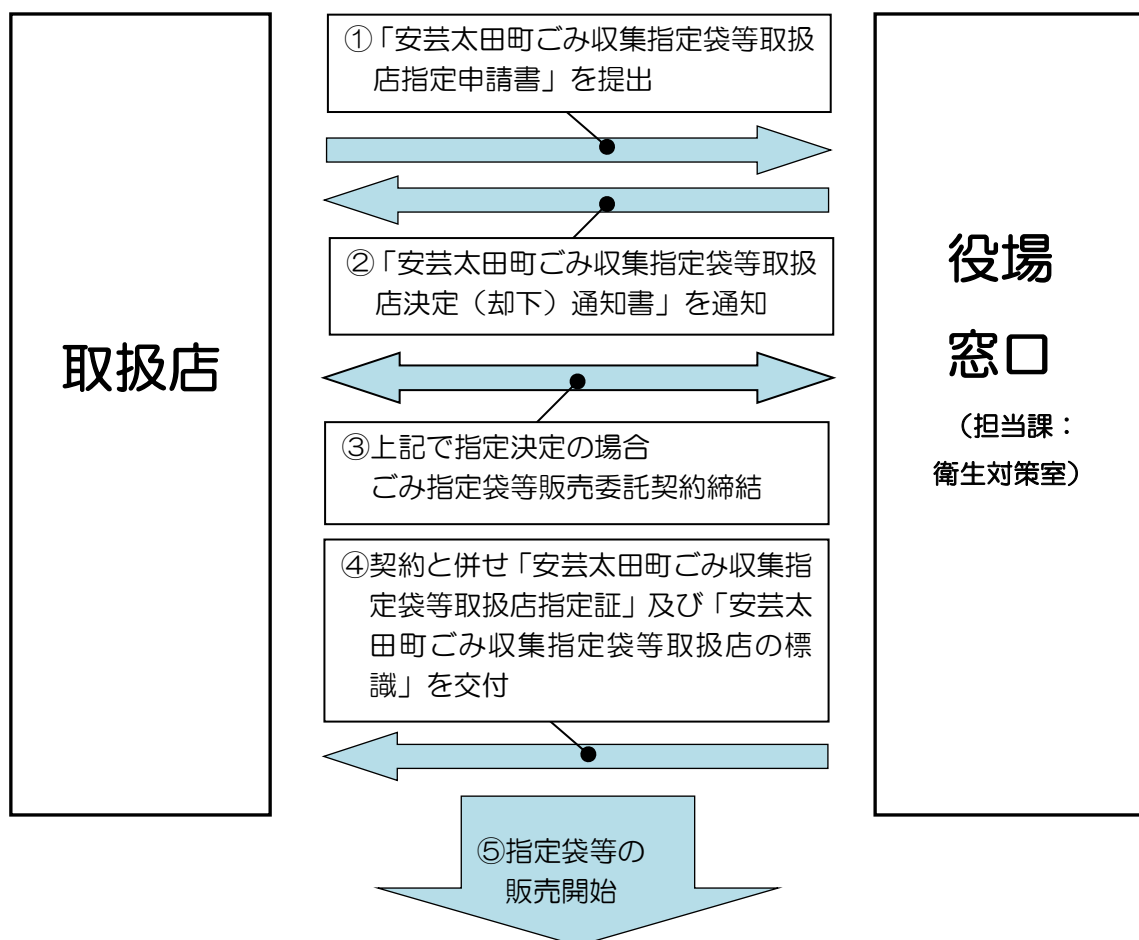
還付請求は、購入したすべてのごみ袋代金の入金確認後の処理となります。

(5) 還付金を役場から指定口座に振り込みます。

※原則請求受理から30日以内の振込になります。

◎通常は事前にご連絡いただくため、(1)～(5)までを同時並行で行う場合もあります。

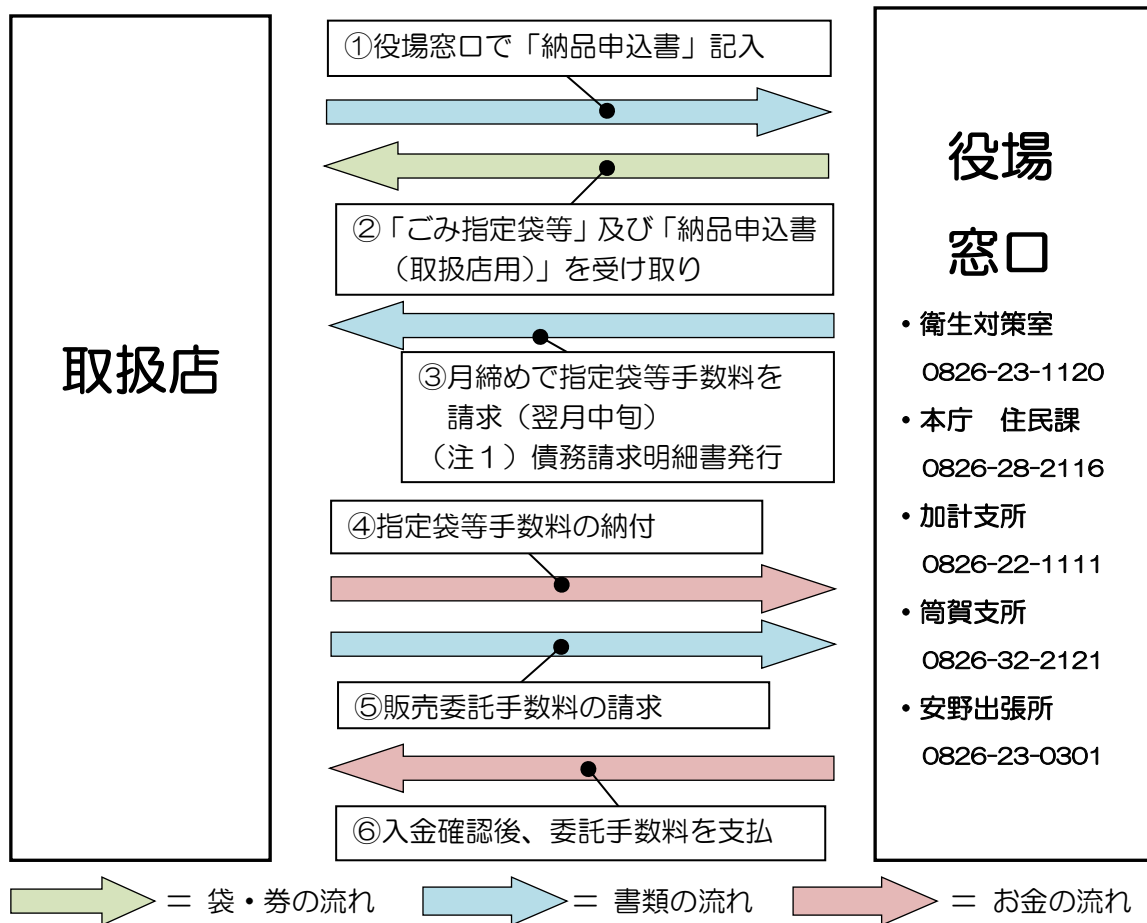
安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店指定フロー図



【ごみ収集指定袋等取扱いまでの流れ】

- ① 安芸太田町役場窓口（ポックルくろだお、本庁、各支所、出張所）に「安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店指定申請書（様式第 1 号）」を提出していただきます。
- ② ①で提出いただいた申請書に対し、取扱店の指定の可否を決定し、「安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店決定（却下）通知書（様式第 2 号）」を通知します。
- ③ ②で指定決定となった場合、ごみ指定袋等販売委託契約を締結します。
- ④ ③の契約と併せ、「安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店指定証（様式第 3 号）」及び「安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店の標識（様式第 4 号）」を交付します。交付を受けた標識は、店舗等に掲示してください。
- ⑤ 安芸太田町ごみ収集指定袋等の販売開始となります。別紙「販売フロー図」を参照してください。

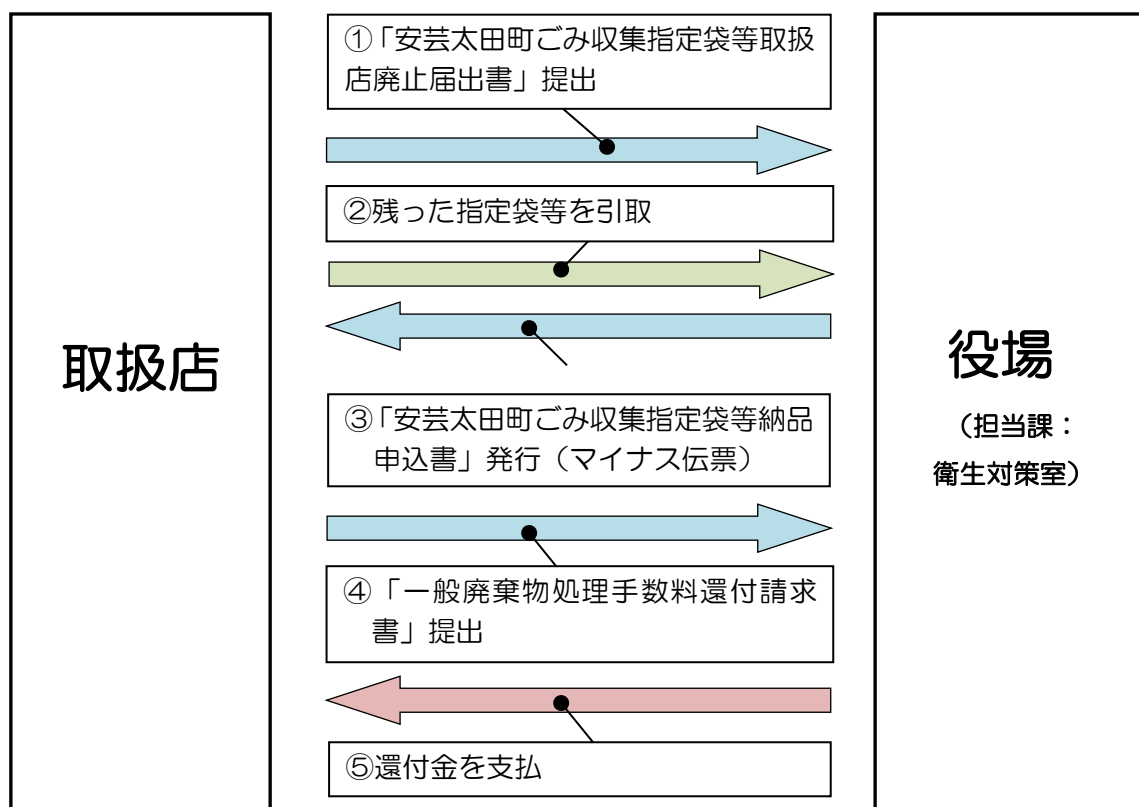
安芸太田町ごみ収集指定袋等販売フロー図



【ごみ収集指定袋納品から販売委託手数料支払までの流れ】

- ① 取扱店の方は、安芸太田町役場窓口（衛生対策室、本庁、各支所、出張所）で納品申込書を記入・提出のうえ、「ごみ指定袋（指定袋）及び粗大ごみ利用券（券）」（以下「ごみ収集指定袋等」という。）を受け取っていただきます。
※納品数が大量になる場合は事前に受取窓口にご連絡ください。
- ② 窓口で「ごみ収集指定袋等」と併せて「納品申込書（取扱店用）」をお渡しします。
※「納品申込書（取扱店用）」は請求金額の根拠となります。大切に保管してください。
- ③ 翌月中旬、役場から取扱店へごみ収集指定袋等手数料請求書（納付書）を送付します。
（注１）インボイス制度に必要な「債務請求明細書」が必要な場合は併せて送付しますので、衛生対策室までご連絡ください。
- ④ 取扱店の方は、③で請求した手数料（指定袋等代金）を納付していただきます。
- ⑤ 取扱店の方は、③に同封の「販売委託手数料請求書」を役場へ提出または郵送していただきます。
- ⑥ 役場は、ごみ収集指定袋等の手数料入金確認後、委託手数料を指定された口座に振り込みます。

安芸太田町ごみ収集指定袋等販売【廃止】フロー図



【安芸太田町ごみ収集指定袋取扱店廃止から還付金支払までの流れ】

- ① 取扱店の方は、安芸太田町役場窓口（衛生対策室、本庁、各支所、出張所）に「安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店廃止届出書（様式第6号）」を提出していただきます。
- ② 衛生対策室担当者が在庫として残った「ごみ収集指定袋等」を引取に伺います。
- ③ ②の際、返品数量を確認し、「安芸太田町ごみ収集指定袋等納品申込書（様式第7号）」（マイナス伝票）を発行します。※還付請求金額の根拠となります。大切に保管してください。
- ④ ③の数量を基に指定袋等に係る「一般廃棄物処理手数料還付請求書（様式第8号）」を提出していただきます。※請求金額は袋等の代金から販売委託手数料を差し引いた額となります。
- ⑤ 還付金を指定口座に振り込みます。※原則請求書受理から30日以内

◎通常は事前にご連絡をいただくため、①～④を同時並行で行う場合もあります。

様式第 1 号（第 3 条関係）

安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店指定申請書

年 月 日

安芸太田町長 様

申請者 住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

ごみ収集指定袋等の取扱店の指定を受けたいので、安芸太田町ごみ収集指定袋等の取扱いに関する要綱第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

店舗等名称	
代表者氏名	
所在地	安芸太田町
電話番号	
FAX 番号	
定休日	
営業時間	
他に販売している主な商品	

町税納税状況調査承諾書

安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店指定の審査のため、町税の納付状況を確認することに承諾します。

法人名（名称）

代表者氏名

印

納付状況確認欄

☐ 滞納有

☐ 滞納なし

確認者

年 月 日

確認職員氏名

印

【記入例】

安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店指定申請書

令和●年●●月●●日

安芸太田町長 様

申請者 住所 安芸太田町大字■■■■ 1 2 3 4 番地
 氏名 ○○商店 代表者 衛生 太郎
 （法人にあっては、名称及び代表者氏名）



ごみ収集指定袋等の取扱店の指定を受けたいので、安芸太田町ごみ収集指定袋等の取扱いに関する要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

店舗等名称	○○商店
代表者氏名	衛生 太郎
所在地	安芸太田町大字■■■■ 1 2 3 4 番地
電話番号	0 8 2 6 - * * - * * * *
FAX 番号	0 8 2 6 - * * - * * * *
定休日	毎週▲曜日
営業時間	9 : 00 ~ 18 : 00
他に販売している主な商品	菓子、飲料、雑貨類 等

町税納税状況調査承諾書

安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店指定の審査のため、町税の納付状況を確認することに承諾します。

法人名（名称） ○○商店
 代表者氏名 代表者 衛生 太郎



納付状況確認欄

- ☐ 滞納有
☐ 滞納なし

確認者

年 月 日

確認職員氏名

印

役場使用欄です。記入しないでください。

様式第 4 号（第 5 条関係）

安 芸 太 田 町
ごみ収集指定袋・粗大ごみ利用券販売所

※縦 105mm×横 296mm

年 月 日

安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店内容変更届出書

安芸太田町長 様

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

安芸太田町ごみ収集指定袋等の取扱いに関する要綱第8条の規定により、下記のとおり届出ます。

記

	変更前	変更後
取 扱 店 の 名 称		
所 在 地		
代 表 者 氏 名		
そ の 他		

変更理由：

【記入例】

●●年●●月●●日

安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店内容変更届出書

安芸太田町長 様

申請者 住所 安芸太田町大字■■■■9876 番地
氏名 ポックル商店 衛生 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)



安芸太田町ごみ収集指定袋等の取扱いに関する要綱第8条の規定により、下記のとおり届出ます。

記

	変更前	変更後
取 扱 店 の 名 称		
所 在 地		
代 表 者 氏 名	衛生花子	衛生太郎
そ の 他		

変更理由：

経営体制のさらなる強化を目指し代表者の変更を行うもの

年 月 日

安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店廃止届出書

安芸太田町長 様

申請者 住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

ごみ収集指定袋等の取扱店を廃止したいので、安芸太田町ごみ収集指定袋等の取扱いに関する要綱第 9 条の規定により、下記のとおり届出ます。

記

1. 廃止する理由

2. 廃止年月日

年 月 日

【記入例】

●●年●●月●●日

安芸太田町ごみ収集指定袋等取扱店廃止届出書

安芸太田町長 様

申請者 住所 安芸太田町大字■■■■9876 番地
氏名 ポックル商店 衛生 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)



ごみ収集指定袋等の取扱店を廃止したいので、安芸太田町ごみ収集指定袋等の取扱いに関する要綱第9条の規定により、下記のとおり届出ます。

記

1. 廃止する理由

店舗閉店のため

2. 廃止年月日

●●年●●月●●日

様式第7号（第11条関係）

No.1

〈家庭ごみ〉

安芸太田町ごみ収集指定袋等納品申込書（取扱店用）

_____様

_____年 _____月 _____日

下記のとおり納品しました。

品 名	数 量	単 価	金 額
燃えるごみ袋（大）	枚	35 円	円
燃えるごみ袋（小）	枚	20 円	円
資源ごみ袋	枚	30 円	円
燃えないごみ袋	枚	50 円	円
プラスチックごみ袋	枚	30 円	円
粗大ごみ利用券	枚	400 円	円
合 計			円

安芸太田町

No.2

〈家庭ごみ〉

受領書（町用）

_____様

_____年 _____月 _____日

下記のとおり受領しました。

品 名	数 量	単 価	金 額
燃えるごみ袋（大）	枚	35 円	円
燃えるごみ袋（小）	枚	20 円	円
資源ごみ袋	枚	30 円	円
燃えないごみ袋	枚	50 円	円
プラスチックごみ袋	枚	30 円	円
粗大ごみ利用券	枚	400 円	円
合 計			円

安芸太田町

〈家庭ごみ〉

受領書（ポックルくろだおクリーンセンター用）

_____様

年 月 日

下記のとおり受領しました。

		町担当者	受領者
品 名	数 量	単 価	金 額
燃えるごみ袋 （大）	枚	35 円	円
燃えるごみ袋 （小）	枚	20 円	円
資源ごみ袋	枚	30 円	円
燃えないごみ袋	枚	50 円	円
プラスチックごみ袋	枚	30 円	円
粗大ごみ利用券	枚	400 円	円
合 計			円

安芸太田町

様式第 8 号（第 11 条関係）
事業ごみ指定袋納品伝票様式

No. 1

〈事業ごみ〉
安芸太田町ごみ収集指定袋納品申込書（事業所及び取扱店用）

様
年 月 日
下記のとおり納品しました。

		町担当者	受領者

品 名	数 量	単 価	金 額
45 リットル袋	枚	103 円	円
70 リットル袋	枚	154 円	円
90 リットル袋	枚	206 円	円
合 計			円

安芸太田町

No.2

〈事業ごみ〉
受領書（町用）

様
年 月 日
下記のとおり受領しました。

		町担当者	受領者

品 名	数 量	単 価	金 額
45 リットル袋	枚	103 円	円
70 リットル袋	枚	154 円	円
90 リットル袋	枚	206 円	円
合 計			円

安芸太田町

〈事業ごみ〉

受領書（ポックルくろだおクリーンセンター用）

_____様

年 月 日

下記のとおり受領しました。

		町担当者	受領者
品 名	数 量	単 価	金 額
45 リットル袋	枚	103 円	円
70 リットル袋	枚	154 円	円
90 リットル袋	枚	206 円	円
合 計			円

安芸太田町

様式第9号（第13条関係）

一般廃棄物処理手数料還付請求書

年 月 日

安芸太田町長 様

申請者 住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

安芸太田町ごみ収集指定袋等の取扱いに関する要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

¥

円

2. 内訳

種 別	指定袋の単価 (A)	返還枚数 (B)	手数料 (C=A×B)	委託手数料 (D=C×率)	請求金額 (E=C-D)
燃えるごみ大	35 円	枚	円	円	円
燃えるごみ小	20 円	枚	円	円	円
資源ごみ	30 円	枚	円	円	円
燃えないごみ	50 円	枚	円	円	円
プラスチックごみ	30 円	枚	円	円	円
粗大ごみ	400 円	枚	円	円	円
45 リットル	103 円	枚	円	円	円
70 リットル	154 円	枚	円	円	円
90 リットル	206 円	枚	円	円	円
合 計					

【記入例】

一般廃棄物処理手数料還付請求書

令和●●年●●月●●日

安芸太田町長 様

申請者 住所 安芸太田町大字■■■■9876 番地
氏名 ポックル商店 衛生 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)



安芸太田町ごみ収集指定袋等の取扱いに関する要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

3. 請求金額

¥ 9,490 円

手数料率は10%、粗大ごみ5%
+消費税(10%)。
1円未満切捨となります。

4. 内訳

種 別	指定袋の単価 (A)	返還枚数 (B)	手数料 (C=A×B)	委託手数料 (D=C×率)	請求金額 (E=C-D)
燃えるごみ大	35 円	1 枚	35 円	3 円	32 円
燃えるごみ小	20 円	7 枚	140 円	15 円	125 円
資源ごみ	30 円	100 枚	3,000 円	330 円	2,670 円
燃えないごみ	50 円	26 枚	1,300 円	143 円	1,157 円
プラスチックごみ	30 円	8 枚	240 円	26 円	214 円
粗大ごみ	400 円	14 枚	5,600 円	308 円	5,292 円
45 リットル	103 円	枚	円	円	円
70 リットル	154 円	枚	円	円	円
90 リットル	206 円	枚	円	円	円
合 計			10,315	825	9,490

同額となります。

債務請求明細書発行依頼書

年 月 日

安芸太田町長 様

申請者 住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

債務請求明細書の発行を依頼します。

記

事業所等名称	
代表者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E メールアドレス	
郵便番号	
所在地	
送付先	
送付方法	郵便 ・ E メール ・ その他 ()
発行頻度	毎月 ・ 都度

発行分類 (該当するものに☑を入れてください)

- ☐ ごみ指定袋購入 (窓口での購入)
- ☐ ごみ指定袋等販売店
- ☐ ごみ処理手数料 (現金払)
- ☐ ごみ処理手数料 (月締)
- ☐ 許可申請手数料
- ☐ 洗車設備使用料 ※許可業者に限る
- ☐ リサイクル売払

債務請求明細書発行依頼書【記入例】

年 月 日

安芸太田町長 様

申請者 住所 安芸太田町大字■■■■1234 番地
氏名 ○○商店 代表者 衛生 太郎 衛
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

債務請求明細書の発行を依頼します。

記

事業所等名称	○○商店
代表者氏名	衛生 太郎
電話番号	0826-**-****
FAX 番号	0826-**-****
E メールアドレス	●●●●●@●●●●●
郵便番号	731-●●●●●
所在地	安芸太田町大字■■■■1234 番地
送付先	同上
送付方法	郵便 ・ E メール ・ その他 ()
発行頻度	毎月 ・ 都度

発行分類 (該当するものに☑を入れてください)

- ☒ ごみ指定袋購入 (窓口での購入)
- ☐ ごみ指定袋等販売店
- ☐ ごみ処理手数料 (現金払)
- ☐ ごみ処理手数料 (月締)
- ☐ 許可申請手数料
- ☐ 洗車設備使用料 ※許可業者に限る
- ☐ リサイクル売払

安芸太田町ごみ収集指定袋等一覧

●家庭ごみ指定袋

【① 燃えるごみ (大)】



【② 燃えるごみ (小)】



【③ 資源ごみ】



【④ 燃えないごみ】



【⑤ プラスチックごみ】



【粗大ごみ利用券】



●事業ごみ指定袋

【45 リットル】



【70 リットル】



【90 リットル】

